省　令

○財務省令第五十二号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第二条ノ二の規定に基づき、物価連動国債の取扱いに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月六日

財務大臣　麻生　太郎

物価連動国債の取扱いに関する省令の一部を改正する省令

物価連動国債の取扱いに関する省令（平成十六年財務省令第七号）の一部を次のように改正する。

第四条　削除

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月六日

農林水産大臣　森山　**裕**

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一硫酸ストレプトマイシンを有効成分とする飲水添加剤の項の次に次のように加える。

スピノサドを有効成分とする畜舎噴霧剤	鶏	1日量としてケージの底面積1㎡当たり2g以下の量を鶏舎内に噴霧すること。	食用に供するために殺する前2日間

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十二号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第五十八条の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月六日

環境大臣　大**塚**　珠代

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六十六条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七　第二十八条第二号イ及びロ、第三十条第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロの規定による確認

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十三号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月六日

環境大臣　大**塚**　珠代

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第十一号中「東北地方環境事務所」を「放射能汚染廃棄物対策第一課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌に属するもの」に改め、同条第十二号中「第十一条」の下に「第二十八条第二号イ及びロ、第三十条第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロ」を加え、「東北地方環境事務所」を「放射能汚染廃棄物対策第一課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌に属するもの」に改め、同条第十三号中「東北地方環境事務所」を「放射能汚染廃棄物対策第一課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌に属するもの」に改め、同条第十四号中「東北地方環境事務所」を「放射能汚染廃棄物対策第一課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌に属するもの」に改め、同条第十五号中「福島県の区域以外の区域における」を削り、「東北地方環境事務所及び関東地方環境事務所に限る」を「放射能汚染廃棄物対策第一課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌に属するものを除く」に改め、同条第十六号中「東北地方環境事務所」を「放射能汚染廃棄物対策第一課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌に属するもの」に改める。

第六条の四第二号中「受理に関すること」の下に「（福島県の区域に係るものに限る。）」を加え、同条第三号中「第十一条」の下に「第二十八条第二号イ及びロ、第三十条第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロ」を加え、「確認に関すること」の下に「（福島県の区域に係るものに限る。）」を加え、同条第四号中「受理に関すること」の下に「（福島県の区域に係るものに限る。）」を加え、同条第五号中「指定に関すること」の下に「（福島県の区域に係るものに限る。）」を加え、同条第六号中「福島県の区域内における」を削り、「処分に関すること（」の下に「福島県の区域に係るものに限り、」を加え、同条第七号中「収去に関すること」の下に「（福島県の区域に係るものに限る。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第二百八十四号

熊本県山鹿市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年七月六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、山鹿市役所又は熊本地方法務局山鹿支局に照会すること。

平成二十八年六月六日

法務大臣　岩城　光英

熊本県鹿本郡中富村大字中川二千三百六十四番地

田中　忠己

○法務省告示第二百八十五号

京都市伏見区役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年七月六日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、伏見区役所又は京都地方法務局に照会すること。

平成二十八年六月六日

法務大臣　岩城　光英

京都市伏見区竹田内畑町七十二番地　美馬　清

○法務省告示第二百八十六号

静岡県伊豆の国市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年七月六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。